

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	民生委員への「福祉情報ガイドブック」の配布に伴う配布対象者リストの外部提供について
--------	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課： 福祉部管理課）
担当係 管理係 担当者田上 内線（3315）

事業の概要

事業名	「福祉情報ガイドブック」の配布に伴う配布対象者リストの作成について
担当課	福祉部管理課
目的	「福祉情報ガイドブック」を対象者に対し、正確に配布するため。
対象者	平成 19 年 4 月 1 日現在区内で 63 歳以上の方のいる世帯
事業内容	「福祉情報ガイドブック」の作成に伴い、区内で 63 歳以上の方のいる世帯に対し配布するため、民生委員に担当地区内の対象者リストを提供し、訪問のうえ、冊子の配布を依頼する。

件名 民生委員への「福祉情報ガイドブック」の配布に伴う対象者リストの外部提供について

区保有情報		外部提供先及び提供情報	
保有課 (担当課)	福祉部管理課	提供先	各民生委員 (一斉改選後予定数279名)
登録業務の名称	「福祉情報ガイドブック」配布対象者リスト	提供先業務の名称	「福祉情報ガイドブック」配布対象者リスト
情報はどのような媒体に記録されているか	紙	情報はどのような媒体で提供されるのか	紙
登録業務で保有している情報項目は何か	対象者の氏名、かな、生年月日年齢、対象者の所属する世帯主名、かな、続柄、住所、郵便番号	左欄のうち提供される情報項目	対象者の氏名、かな、生年月日年齢、対象者の所属する世帯主名、かな、続柄、住所、郵便番号
何のために保有しているのか	福祉情報ガイドブックの配布対象者を把握するため。	何のために提供を希望するのか	福祉情報ガイドブックの配布に際し、対象者を把握するとともに、かわりの深い高齢者のいる世帯に対し自己紹介の機会をつくり、有効な活動を支援するため。
提供に当たっての区としての情報保護対策は何か	民生委員法第15条及び第17条による守秘義務確認と対策に対する指導 (リスト配布に際し、注意事項を記載した文書の配布)	提供先としての情報保護対策は何か	施錠できる保管場所への格納及び漏洩予防への注意喚起
緊急時の提供の場合における本人通知の状況	*****	外部提供の時期	平成19年12月